

第110回大阪府大規模小売店舗立地審議会

開催日時：令和元年12月20日(金) 午後2時から午後4時15分まで

開催場所：大阪府咲洲庁舎41階 共用会議室10

案 件	審議結果等
(仮称)吹田市長野東商業施設(吹田市) 【新設】	大規模小売店舗立地法第8条第4項の規定による意見は「有しない」とすることが適当である。
(仮称)ネクステージ摂津店(摂津市)【新設】	大規模小売店舗立地法第8条第4項の規定による意見は「有しない」とすることが適当である。
(仮称)ドラッグコスモス萱島店(寝屋川市) 【新設】	大規模小売店舗立地法第8条第4項の規定による意見は「有しない」とすることが適当である。
ホームセンターコーナン寝屋川昭栄店(寝屋川市)【変更】	大規模小売店舗立地法第8条第4項の規定による意見は「有しない」とすることが適当である。 大規模小売店舗立地法に基づく意見はないが、留意事項として次のとおり設置者に伝えることが適当である。 本件届出者が運営する大規模小売店舗において、法第6条第2項の規定による変更届が適切に提出されていないと思料される事案が見受けられるので、そのようなことがないよう、届出事項を変更する場合は所要の手続を行うこと。

ホームセンターコーナン千里山田店(吹田市)【変更】

大規模小売店舗立地法第8条第4項の規定による意見は「有しない」とすることが適当である。

大規模小売店舗立地法に基づく意見はないが、留意事項として次のとおり設置者に伝えることが適当である。

本件届出者が運営する他の大規模小売店舗において、法第6条第2項の規定による変更届が適切に提出されていないと思料される事案が見受けられるので、本件店舗についてはそのようなことがないよう、届出事項を変更する場合は所要の手続を行うこと。